

知ってください!“たばこ”の新ルール

望まない受動喫煙の防止を目的とする「改正健康増進法」が昨年7月に成立しました。

この改正法により、学校・病院等には2019年7月1日から原則敷地内禁煙(屋内全面禁煙)が、飲食店・職場等には2020年4月1日から原則屋内禁煙が義務付けられます(違反時の罰則あり)。

改正法に基づく新たなルールの適用開始に向けて、その概要をお知らせします。

※千葉市内の施設には市条例による独自規制が適用されます。



① 子ども・患者等が主に利用する施設

※2019年7月1日(バス・タクシー等は2020年4月1日)から規制開始

○対象施設

学校、病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、はり・あん摩・きゅう等の施術所、児童福祉施設、認定こども園、行政機関の庁舎、バス、タクシー等

「屋内喫煙場所」は設置不可(屋内全面禁煙)。

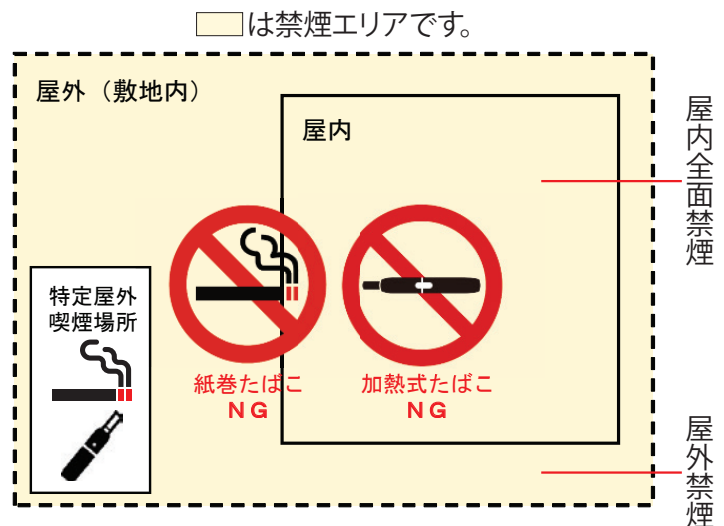
また、「受動喫煙防止措置がとられた特定屋外喫煙場所^{*}」を除き屋外(敷地内)も禁煙

※特定屋外喫煙場所とは？

施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置した上で、標識や区画などの必要な措置がとられた屋外喫煙場所を指します。(詳細は県ホームページを御参照ください(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/tabako/jyudoukitsuen.html>))

特定屋外喫煙場所に必要な措置

- ア. 喫煙場所と非喫煙場所が明確に区別できるように区画されていること
- イ. 当該場所が喫煙場所であることが認識できるように標識が掲示されていること
- ウ. 施設利用者が通常立ち入らない場所に設置されていること。



② 多人数が利用する施設のうち①以外の施設

※2020年4月1日から規制開始

○対象施設

飲食店、旅館・ホテル、理・美容店、デパート、小売店、公衆浴場、映画館、劇場、パチンコ店、マッサージ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、ボウリング場、ゲームセンター、事業所(職場)、社会福祉施設(①に該当する施設を除く)、集会場、結婚式場、葬儀場、鉄道等車両、旅客船等

壁・天井等で区画され、たばこの煙の流出防止措置がとられた喫煙室 (喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室)のみ設置可

(加熱式たばこ専用喫煙室とする場合を除き喫煙室内での喫煙以外の行為(飲食等)は不可)



喫煙室におけるたばこの煙の流出防止措置

1. 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
2. たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
3. たばこの煙が屋外に排気されていること

違反時の罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙エリア内への灰皿等の設置：50万円以下の過料(罰金) ・禁煙エリア内での喫煙：30万円以下の過料(罰金) <p>※禁煙エリア内ではiQOS・PloomTECH・glo等の加熱式たばこの使用も禁止されます。</p>
---------------	--

望まない受動喫煙のない社会の実現を目指してまいります

<p>■既存の小規模飲食店に対する特例 対象施設(以下のア〜ウの全てを満たす施設)ア:2020年4月1日時点で現存する飲食店。イ:個人又は中小企業(資本金又は出資の総額が5,000万円以下の会社)が経営。ウ:客席面積100㎡以下。→屋内全域を喫煙場所とすることが可(喫煙場所内での飲食可)</p> <p>■特例を適用する場合、施設管理者には以下の内容が義務づけられます(違反時の罰則あり)。 特例適用施設の義務：①上記の特例要件に該当することを示す資料を施設に備え付けること。②喫煙可能店であることを掲示すること。 違反時の罰則：①禁煙エリア内への灰皿等の設置：50万円以下の過料(罰金)。②禁煙エリア内での喫煙：30万円以下の過料(罰金)。※禁煙エリア内ではiQOS・PloomTECH・glo等の加熱式たばこの使用も禁止されます。</p>

お問い合わせ 千葉県健康福祉部健康づくり支援課 TEL 043-223-2660